第３期渋川市国民健康保険特定健康診査等実施計画（案）の概要について

１　特定健康診査等実施計画の策定にあたって

平成 18 年の医療制度改革において、国・都道府県・医療保険者がそれぞれ目的を定め、それぞれの役割に応じた生活習慣病対策に取り組むこととなり、医療保険者は、生活習慣病対策による医療費適正化効果の直接的な恩恵を享受できること、また対象者の把握が比較的容易であり健診・保健指導の確実な実施を期待できることなどの理由から、特定健康診査・特定保健指導の実施義務を担うこととなりました。

特定健康診査・特定保健指導は、特定健康診査によりメタボリックシンドロームの該当者及び予備群を明らかにし、特定保健指導により運動習慣の定着やバランスのとれた食生活などの生活習慣の改善指導を行い、糖尿病等の生活習慣病や、これが重症化した虚血性心疾患や脳卒中などの発症リスクの低減を図ることで、生活の質の維持向上を図りながら医療費の伸びを抑制することを目的とします。

２　計画の位置づけ

本計画は、「渋川市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）」及び「渋川市健康増進計画（健康プランしぶかわ 21)」との整合性を図りながら作成します。

３　計画期間

本計画の期間は、平成 30 年度から平成 35 年度の６年間とします。

４　特定健康診査とは

特定健康診査とは、医療保険者が、40～74 歳の加入者を対象として、毎年度、計画的に実施する、内臓脂肪型肥満に着目した健康診査をいいます。

健診項目は全ての受診者が受診しなければならない項目（「基本的な健診項目」）及び医師の判断により受診しなければならない項目（「詳細な健診項目」）からなります。

（１）基本的な健診項目

項目	
診察	服薬歴・既往症・自覚症状・喫煙習慣など
身体計測	身長・体重・ＢＭＩ・腹囲
血圧測定	
血中脂質検査	中性脂肪 ＨＤＬコレステロール ＬＤＬコレステロール
肝機能検査	ＡＳＴ（ＧＯＴ） ＡＬＴ（ＧＰＴ） γ―ＧＴ（γ―ＧＴＰ）
血糖検査	ＨｂＡ1ｃ（ＮＧＳＰ値）
尿検査	尿糖・尿蛋白

（２）詳細な健診項目

医師の判断基準は次の図表のとおりですが、基準に該当した者全員に実施することは適当でなく、医師が個別に実施を判断します。

<table>
<tr><th>項目</th><th>判断基準</th></tr>
<tr><td>貧血検査(ヘマトクリット値、血色素量、赤血球数)</td><td>貧血の既往症を有する者または視診等で貧血が疑われる者</td></tr>
<tr><td>血清クレアチニン検査(eGFR による腎機能の評価を含む)</td><td>当該年の特定健康診査の結果等において、血圧又は血糖が、次の基準に該当した者
<table>
<tr><td>血圧</td><td>収縮期 130mmHg 以上又は拡張期 85mmHg 以上</td></tr>
<tr><td>血糖</td><td>空腹時血糖値が 100mg/以上、HbA1c(NGSP 値)5.6%以上又は随時血糖値が 100mg/dL 以上</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>心電図検査(12 誘導心電図)</td><td>当該年度の特定健康診査の結果等において、収縮期血圧 140mmHg 以上若しくは拡張期血圧 90mmHg 又は問診等で不整脈が疑われる者</td></tr>
<tr><td>眼底検査</td><td>当該年度の特定健康診査の結果等において、血圧又は血糖が、次の基準に該当した者
<table>
<tr><td>血圧</td><td>収縮期 140mmHg 以上又は拡張期 90mmHg 以上</td></tr>
<tr><td>血糖</td><td>空腹時血糖値が 126mg/dL 以上、HbA1c(NGSP 値)6.5%以上又は随時血糖値が 126mg/dL 以上</td></tr>
</table>
ただし、当該年度の特定健康診査の結果等において、血圧の基準に該当せず、かつ血糖検査の結果について確認することができない場合においては、前年度の特定健康診査の結果等において、血糖検査の基準に該当するものを含む。</td></tr>
</table>

５　特定保健指導とは

特定保健指導とは、医療保険者が、特定健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある者に対し、毎年度、計画的に実施する、動機付け支援・積極的支援からなる保健指導をいいます。

特定保健指導の対象者は、糖尿病や高血圧症、脂質異常症の治療をしておらず、以下の基準に該当する者となります。

<table>
<tr><th rowspan="2">腹囲</th><th rowspan="2">追加リスク
①血糖　②脂質　③血圧</th><th rowspan="2">喫煙歴</th><th colspan="2">対象</th></tr>
<tr><th>40-64 歳</th><th>65-74 歳</th></tr>
<tr><td rowspan="3">≧85cm(男性)
≧90cm(女性)</td><td>２つ以上該当</td><td></td><td rowspan="2">積極的支援</td><td rowspan="3">動機付け支援</td></tr>
<tr><td rowspan="2">１つ該当</td><td>あり</td></tr>
<tr><td>なし</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">上記以外で
BMI≧25</td><td>３つ該当</td><td></td><td rowspan="2">積極的支援</td><td rowspan="4">動機付け支援</td></tr>
<tr><td rowspan="2">２つ該当</td><td>あり</td></tr>
<tr><td>なし</td><td colspan="2" rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>１つ該当</td><td></td></tr>
</table>

６　第２期計画の実績

本市国民健康保険では、第 2 期の計画期間（平成 25 年度から平成 29 年度まで）において、国が示した参酌標準に基づき以下のとおり特定健康診査等の実施率目標を定めました。

（１）第２期計画期間の実施率目標

	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
特定健康診査の実施率	50.0%	52.5%	55.0%	57.5%	60.0%
特定保健指導の実施率	20.0%	30.0%	40.0%	50.0%	60.0%

（２）第２期計画期間の実施率（実績）

		25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
特定健康診査対象者数（人）		17,030	16,542	16,058	15,363	
特定健康診査受診者数（人）		7,411	7,060	6,829	6,365	
特定健康診査実施率（%）		43.5	42.7	42.5	41.4	
	県平均	39.5	40.1	41.0		
	国平均	34.2	35.3	36.3		
特定保健指導の対象者数（人）		962	883	902	771	
特定保健指導の終了者数（人）		102	74	157	173	
特定保健指導実施率（%）		10.6	8.4	17.4	22.4	
	県平均	13.2	12.9	13.5		
	国平均	22.5	23.0	23.6		

※空欄は、実施中又は集計中

※平成２８年度は、速報値

７　達成しようとする目標

国が示す特定健康診査等基本指針において、平成 35 年度における市町村国保の特定健康診査等実施率目標は、「特定健康診査実施率 60%」、「特定保健指導実施率 60%」とされています。

平成 35 年度の最終目標値は、特定健康診査等基本指針の目標に即して設定します。

各年度の目標は、平成 30 年度から平成 35 年度の実績及び実績見込等を勘案し、次のとおり設定することとします。

	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度	35 年度
特定健康診査の実施率	45.0%	48.0%	51.0%	54.0%	57.0%	60.0%
特定保健指導の実施率	35.0%	40.0%	45.0%	50.0%	55.0%	60.0%

※　国の作成した「特定健康診査等実施計画作成の手引き」において、特定健康診査等基本指針で掲げられた値を下回る目標値を設定するのは、災害等特別の理由で特定健診・特定保健指導を通常どおり行うことが難しい場合や、予算等の制約条件の中で最大限に努力して達成できる目標値であることが合理的に説明できる場合に限られるとされています。

８　特定健康診査等の実施方法

（１）特定健康診査の実施方法

特定健康診査は、個別健診と集団健診のどちらかを受診者が選択する併用方式で実施します。

なお、集団健診においては、受診者の利便性と相乗効果による受診率の向上を期待し、健康管理課が実施するがん検診（大腸がん、胃がん、前立腺がん）を同時実施します。

（２）特定保健指導の実施方法

市の直営と外部委託を合わせて実施します。

（３）周知や案内の方法

市広報紙や市ホームページその他のインターネットや健康教室等において周知します。また、平成２９年度に公募により決定した、特定健康診査の愛称「渋川ほっと健診」を活用した周知を行います。

９　特定健康診査等実施計画の公表・周知

高齢者の医療の確保に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、本計画については、市ホームページに掲載する方法により公表します。

10　特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

（１）実施計画の評価

特定健康診査等の実施率については、毎年度、実績と目標値とを比較検証し、その達成状況について評価を行うとともに、特定健康診査等の実施方法や年間スケジュール等についても、適正かつ円滑に事業実施されているか併せて検証します。

（２）実施計画の見直し

本計画で設定した目標値やその他特定健康診査等の実施方法等について、変更を行う必要が生じた場合には、計画の見直しを行います。なお、計画を変更した場合には、遅滞なく公表することとします。

11　その他、特定健康診査等の円滑な実施を確保するために保険者が必要と認める事項

特定保健指導以外の保健指導及び若年層への対応については、保健福祉部健康管理課と連携して対応します。

後期高齢者の健康診査及び被用者保険の被扶養者に対し、特定健康診査と併せて実施できる体制を整えます。

なお、後期高齢者に対する保健指導については、特定保健指導と同様に一律に行動変容のための保健指導を行うのではなく、本人の求めに応じて、健康相談、保健指導の機会を提供できる体制を確保できるよう、保健福祉部健康管理課との連携強化に努めます。